

発議第3号

令和5年3月22日

北栄町議会議長 津川 俊仁 様

提出者 北栄町議会議員 町 田 貴 子
賛成者 北栄町議会議員 尾 嶋 準 一
賛成者 北栄町議会議員 野 田 秀 樹

北栄町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び北栄町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、上記の議案を提出する。

理由

地方自治法の一部改正に伴う所要の改正を行うため。

北栄町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

北栄町議会議員政治倫理条例(平成17年北栄町条例第150号)の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(町の工事等に関する遵守事項)</p> <p>第12条 議員の配偶者、一親等以内又は同居の親族、議員が役職をしている企業並びに議員が実質的に経営に携わる企業は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町が行う許認可、又は工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約について、町民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。</p>	<p>(町の工事等に関する遵守事項)</p> <p>第12条 議員の配偶者、一親等以内又は同居の親族、議員が役職をしている企業並びに議員が実質的に経営に携わる企業は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町が行う許認可、又は工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。</p> <p><u>2 前項に規定する「実質的に経営に携わる企業」とは、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>普通地方公共団体などに対する請負量が当該法人の全体の業務量の半分を超える企業</u></p> <p>(2) <u>議員が資本金その他これらに準ずるものの3分の1以上を出資している企業</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。